

国立大学法人岩手大学学長候補者との面談実施要領

(平成27年3月24日学長選考会議)

国立大学法人岩手大学学長選考細則(以下、「学長選考細則」という。)第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学学長候補者との面談(以下、「面談」という。)の実施に関し、以下のとおり要領を定める。

(実施方法)

- 第1 面談は、学長候補者と学長選考会議委員との質疑応答により行う。
- 2 面談は、個人面談の形式で行う。
- 3 面談は、非公開で行う。

(面談内容)

- 第2 学長選考会議は、学長選考会議が定める学長選考基準を基本として、所信、推薦書等を参考に面談内容を決定する。また、必要に応じて、所信を聴く会における質問事項を参考にすることとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。